

北海道森林管理局入札監視委員会苦情処理会議審議概要

開催日及び場所	令和4年2月2日（水） Web			
委員	増谷 康博(弁護士) 辻 芳晃（公認会計士） 佐々木 優(税理士)			
再苦情申立の概要	申立日	件名	契約方式	契約月日
	令和4年1月17日	—	—	—
	<p>内容等</p> <p>令和3年10月、北海道大学がニューライフ警備保障株式会社を指名停止しているとの情報を入手。北海道森林管理局において対応を検討した結果、指名停止が相当であるとの判断に至り、令和4年4月1日までの指名停止（5ヶ月）を決定した。</p> <p>同年12月下旬、事業者から北海道森林管理局長あてに指名停止処分の取り消し等を求める苦情申立書が届き、令和4年1月5日に「処分の取り消し等は行わない」と回答。同月18日に再苦情申立書が北海道森林管理局に届いた。</p> <p>（参考1）苦情申立書 （参考2）指名停止等措置に係る苦情申し立て（回答） （参考3）再苦情申立書</p>			
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	意見・質問		回答	
	<p>申立者が主張している趣旨は指名停止処分が適正な方法や手続きに則って行われていないため、指名停止処分の取消し等を求めているということによいか。</p> <p>自発注契約している指名停止と他省庁発注における指名停止について手続き上の違いはあるのか。また、他省庁発注における指名停止を行う際の手続きに問題はなかったのか。</p> <p>指名停止処分が行政処分であるか否かという話であるのか。</p> <p>指名停止処分が行政処分かを争った過去の裁判例では、申立者が示した岡山地方裁判所の判例と森林管理局で調べた千葉地方裁判所</p>		<p>そのとおりである。</p> <p>自発注契約については、契約違反等を行った業者に対して直接調査を行い指名停止の判断をしている。他省庁で指名停止をしたものについては、その内容により判断し、指名停止を行っている。また、他省庁発注における指名停止は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について」（平成26年12月4日付け26林政政第338号）別紙2の1（1）により行っているため問題はないと理解している。</p> <p>そのとおりである。</p>	

の相反する判決がある。当方が調べた限りではあるが、千葉地方裁判所の判決を取消す控訴である東京高等裁判所の判決において、指名停止処分は行政処分であるとの訴えを却下したものがあつた。最高裁判所の判決は見つからなかつたので、この高等裁判の判決により、指名停止は行政処分に当たらないことが確立していると思われる。そのため、森林管理局では、この高等裁判所の判決に則つて再苦情申立を却下する考えをしていると思われるし、その判断について異論はない。

事業者から北海道大学へ送付された「意見書」と本件の「再苦情申立」は異なるのか。

控訴審である東京高等裁判所の「指名停止処分は行政処分ではない」という判決からすると、森林管理局は適法な処理を行ったと考えられる。

【委員長の総括】

北海道森林管理局入札等監視委員会では申立者の不服事項等に対する北海道森林管理局の考えを承認することを結論とする。

本日の審議内容を踏まえて、今後委員会としての意見書をとりまとめ、北海道森林管理局に報告する。

当省の内部規程では「再苦情申立」という名称で本処理を行つており、北海道大学の内部規程では「再苦情申立」という言葉を使用していないため「意見書」という形で提出したと聞いている。

委員会の審議結果	「意見書」のとおり
----------	-----------